

議第2号

平成19年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成19年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ579,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

平成19年2月20日提出

京都市長 榊 本 頼 兼

2 母子寡婦

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 68,619
	1 一 般 会 計 繰 入 金	68,619
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		383,380
	1 貸 付 金 元 利 収 入	345,747
	2 雑 収 入	37,633
4 市 債		127,000
	1 市 債	127,000
歳 入 合 計		579,000
歳 出		
款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 579,000
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	579,000
歳 出 合 計		579,000

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	127,000 ^{千円}	消費貸借の方法による。	無利子 [%]	母子及び寡婦福祉法第37条第2項から第7項までに定めるところによる。